

北海道文教大学体育施設使用要項

(平成11年 程 第2号)

(趣 旨)

第1条 この要項は、北海道文教大学（以下「本学」という。）における体育施設（以下「施設」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理運営)

第2条 施設の管理運営責任者は学生部長とし、これに関する事務は、学生課において行う。

(施設の範囲)

第3条 この規程で「施設」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- ① 屋内体育施設
ア 体育館（内部施設を含む。）
- ② 屋外体育施設
ア テニスコート

(使用目的と優先順位)

第4条 施設を貸し出す場合、その目的により優先順位は、次のとおりとする。

- ① 本学の正課の授業
- ② 本学の主催する行事
- ③ 本学の学生団体による課外活動
- ④ 大学各部署の主催する行事
- ⑤ 本学の学生及び教職員の体育活動
- ⑥ その他学生部長が許可した者の体育活動

(使用者の範囲)

第5条 施設を使用できる者は、次に掲げる者とする。

- ① 本学の学生
- ② 本学の教職員
- ③ その他学務部長が許可した者

(使用日時)

第6条 施設を使用できる日及び時間は、次に掲げる日を除いた日（以下「平日」という。）の9時から21時までとする。

- ① 日曜日及び土曜日
 - ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - ③ 開学記念日（6月8日）
 - ④ 8月13日から8月16日及び12月28日から1月4日までの日
- 2 学務部長が特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、施設の使用を認めることがある。

(使用手続)

第7条 施設を使用しようとする者は、体育の授業及び次項に規定する場合を除き、別に定める使用願を学生課に提出し、許可を受けるものとする。ただし、第4条第5号の目的で平日の9時から17時までの時間帯に使用する場合は、その手続を省略することができる。この場合の使用に当たっては、体育の授業及び許可を受けたものの使用を妨げてはならない。

2 学生団体が施設を使用しようとする場合は、前期及び後期のはじめに別に定める使用願を学生課に提出し、許可を受けるものとする。ただし、前条第2項の規定による許可を受けようとする場合は、別に定める使用願を学生課に提出しなければならない。

(遵守事項)

第8条 施設の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 使用時間を厳守すること
- ② 火気の取扱に注意し、喫煙は定められた場所ですること
- ③ シューズは、各施設で定められたものを使用すること
- ④ 施設、設備及び備品は目的外に使用しないこと、又、転貸しないこと
- ⑤ 使用後は、施設の清掃及び設備・備品の整理を行うこと
- ⑥ 掲示その他これに類するものは、所定の場所を利用すること
- ⑦ 電気、ガス及び水道の使用に当たっては、節約に努めること
- ⑧ 施設、設備及び備品に異常があったときは、速やかに学生課に連絡すること
- ⑨ その他学生課の指示に従うこと

(許可の取消)

第9条 次の各号の一に該当する場合は、使用を取り消し、又は以後の使用を許可しないことがある。

- ① 本学の行事等のため施設を使用する必要が生じた場合
- ② 前条の規定に違反した場合

(損害賠償)

第10条 施設を使用した者が、故意又は重大な過失により施設、設備又は備品を滅失、損傷又は汚損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(雑 則)

第11条 この要項の運用に関し必要な事項は、別に定める。

(改 廃)

第12条 この要項の改廃は、教授会の議によるものとする。

附 則

この要項は、平成11年2月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年2月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。